

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六(二十六) 令六・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否											
措法第42条の12の7第4項から第6項までの該当項			1	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項			
事業適応計画の認定を受けた日			2	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
事業種目			3								
情報技術等設備等の明細及び生産工程	資産区分	種類	4								
		構造、用途、設備の種類又は区分	5								
		細目	6								
		取得年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
		事業の用に供した年月日	8	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
		取得価額又は製作価額	9		円		円		円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10									
	差引改定取得価額(9)－(10)	11									
事業適応明細	支出年月日	12	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・				
	支出した金額	13		円		円		円			
法人税額の特別控除額の計算											
調整前法人税額(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)			14		円	生産工程効率化等設備	令和6年4月1日以後に取得するもの	取得価額の合計額((11)のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額)	29		円
情報技術事業適応設備	取得価額の合計額((11)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)		15				令和6年4月1日以後に取得するもの	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	30		
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額		16				令和6年4月1日以後に取得するもの	税額控除限度額基準額((29)－(30))× $\frac{5}{100}$ ＋(30)× $\frac{10}{100}$	31		
	税額控除限度額((15)－(16))× $\frac{3}{100}$ ＋(16)× $\frac{5}{100}$		17				中小企業者以外の法人	取得価額の合計額((11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	32		
	当期税額基準額(14)× $\frac{20}{100}$		18				中小企業者以外の法人	同上のうち中小企業者に係る額	33		
	当期税額控除可能額((17)と(18)のうち少ない金額)		19				中小企業者以外の法人	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	34		
	調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉑」)		20				中小企業者以外の法人	税額控除限度額基準額((33)－(34))× $\frac{10}{100}$ ＋(34)× $\frac{14}{100}$	35		
事業適応繰延資産	当期税額控除額(19)－(20)		21				中小企業者以外の法人	(32)のうち中小企業者以外の法人に係る額	36		
	支出した金額の合計額((13)の合計)		22				中小企業者以外の法人	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	37		
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額		23				中小企業者以外の法人	税額控除限度額基準額((36)－(37))× $\frac{5}{100}$ ＋(37)× $\frac{10}{100}$	38		
	繰延資産税額控除限度額((22)－(23))× $\frac{3}{100}$ ＋(23)× $\frac{5}{100}$		24				設備	生産工程効率化等設備等税額控除限度額(31)＋(35)＋(38)	39		
	当期税額基準額残額(14)× $\frac{20}{100}$ －(19)		25				設備	当期税額基準額残額(14)× $\frac{20}{100}$ －(19)－(26)	40		
	当期税額控除可能額(24)と(25)のうち少ない金額)		26				設備	当期税額控除可能額(39)と(40)のうち少ない金額)	41		
資産	当期税額控除可能額(24)と(25)のうち少ない金額)		26				等	調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉑」)	42		
	調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「8の㉑」)		27			当期税額控除額(41)－(42)		43			
当期税額控除額(26)－(27)			28			法人税額の特別控除額(21)＋(28)＋(43)	44				
機 械 設 備 等 の 概 要											